

簡易審留でご送付

平成23年9月7日

〒100-8920

東京都千代田区霞が関1丁目1番2号
東京地方裁判所
民事第20部
管財H係
裁判官 森 大輔 様

大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長
堀内 正雄



平成23年(フ)第5459号
三原崇功管財人の責任放棄について

前略 早速ながら、ご多忙中恐縮に存じます。

添付の書類のごとく、御所が決定された破産管財人が責任を果たさず困っています。

本件についてご調査賜りますようお願い申し上げます。

草々

平成23年ワ第5459号

決 定

大阪市中央区北浜3丁目1番22号 あいおい損保淀屋橋ビル

申立人（債権者） 大洋リアルエステート株式会社

同代表者代表取締役 堀 内 正 雄

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

本件申立ては、申立人が、破産管財人に選任された三原崇功弁護士を解任するよう求めるものであるところ、一件記録を精査しても、同弁護士に破産法75条2項所定の解任事由があるとは認められない。

よって、主文のとおり決定する。

平成23年10月17日

東京地方裁判所民事第20部

裁判官 森 大 輔

正本
これは 謄本 である。
抄本

平成23年10月17日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 野 田 梅

